

## 社会福祉法人にじの会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にじの会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会等の出席)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、書面及び電磁的記録により議決の省略が行われた場合は無報酬とする。

第4条 評議員及び理事等が評議員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、書面及び電磁的記録により議決の省略が行われた場合は無報酬とする。

(役員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事等が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設長を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(支払い方法)

第8条 以上の報酬は、年度末にまとめて支払う。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年6月23日より適用する

別表 1

名 称	報酬（税抜）
理事長理事会出席報酬等	3,000円
理事等理事会出席報酬等	3,000円

別表 2

名 称	報酬（税抜）
評議員評議員会出席報酬等	5,000円
理事等評議員会出席報酬等	3,000円

別表 3

名 称	報酬（税抜）
理事長業務報酬等	10,000円
理事等業務報酬等	10,000円
監事監査報酬等	3,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他
実 費	10,000円	10,000円	実 費